

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

【議案提出担当課：議会事務局】

58年間、死刑囚として苦しめられてきた袴田巖さんのやり直し裁判で、無罪判決が確定し、福井女子中学生殺人事件で前川彰司さんの再審無罪が確定しました。両事件では、冤罪の構造的問題とともに、現行の再審制度の重大な問題点も明らかになりました。

問題点の一つは、検察が捜査で集めた証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められますが、警察・検察に証拠を開示する義務はないとされています。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されましたが、再審における証拠開示には、何一つルールがありません。

問題点の二つ目は、再審開始決定に対する検察による不服申立（上訴）が許されていることです。袴田事件では、2014年に静岡地裁が再審開始決定を出してから、検察の不服申立によって再審開始決定の確定まで9年の時間を要しています。

このように、再審における①証拠開示制度の確立②検察官の上訴制限が、何ら罪のない人を救済するための喫緊の課題であり、また、裁判官によって審理の進め方に大きな差異があることから③再審における手続きの整備の必要性も強く求められています。

以上のことから、無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するため、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を行うことを強く求めます。

- 一 再審における警察・検察が保管する証拠の開示制度の整備。
- 二 再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）の禁止の検討。
- 三 再審手続きの整備。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月26日